

営業秘密原本証明サービス

◆ 営業秘密とは

不正競争防止法によって法的保護を受けることができる情報で、下記要件を満たしたものを言います。

営業秘密の要件

- ① **秘密管理性**：秘密として管理されていること
- ② **有用性**：事業にとって有用な営業上又は技術上の情報であること
- ③ **非公知性**：公然とは知られていない情報であること

営業秘密の保護

営業秘密の侵害等の不正競争行為に対し、民事的保護として**差止請求権**、**損害賠償請求権**、**信用回復措置請求権**が、認められています。また、営業秘密を侵害した者は**営業秘密侵害罪**として、刑事罰の対象となります。

◆ 営業秘密の重要性

営業秘密の重要性が増してきています、それは、・・・

競争力の源泉

他社との差別化において、**公開が前提で有効期間が決まっている特許**だけに頼らず、情報を秘匿化、つまり**営業秘密とすることで差別化の継続と法的保護を受けることができる**ようになります。

アジア諸国を中心とする生産コストの低い国における経済的な発展が我が国事業者の競争力を脅かす一方、知識社会の傾向がますます強まる中で、**付加価値の高い製品・サービスの供給によって利益を確保していくことが事業者にとって死活問題となるに至った**。そのようなビジネスモデルの前提条件となるのが、事業者ごとの個性であり、**他社と自社とを差別化する能力**であることから、**競争力の源泉としての差別化の要素**がより重視されるようになってきた。そうした要素のうち**極めて重要なものの一つが、技術やノウハウなどの知的財産**であり、その中でも、**そのような情報を秘匿化することによって差別化を持続させることができる営業秘密**の扱いが注目されるようになった。

経済産業省 営業秘密管理指針より抜粋

情報漏洩のリスク

重要な情報であればあるほど、他社から狙われやすくなっています。ここ数年の間にも、大型の情報漏洩・産業スパイ事件^(*)が発生しております。重要な情報は営業秘密としてしっかりと管理することが重要になってきています。

*：「ルノー、EV情報漏洩事件」、「サムスン、半導体中核技術情報漏洩事件」など

◆ 営業秘密の立証

営業秘密が侵害され法的対抗措置を取るためには、その情報を営業秘密として管理し、社内に存在していたことを立証する必要があります。

秘密管理性の証明

秘密に管理していたことが立証できるように営業秘密に関するルールを決め、それにしたがって運用し、その運用記録を残す。

情報が電子的に管理されていた場合は、それを管理するシステムに秘密管理の機能が備わっていることが重要になってきます。

→ **営業秘密管理システム**

情報の存在証明

秘密に管理されている情報は、第三者にその存在が知られることがないために、客観的に存在を証明することは極めて困難になります。

事前に客観的な証拠を残しておくべきです。

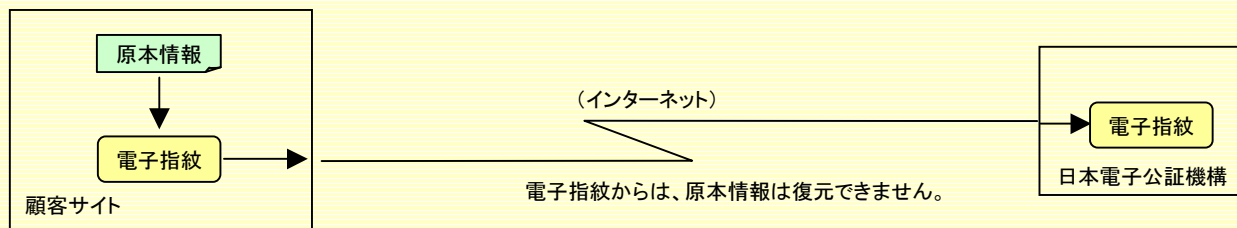
→ **電子公証サービス(営業秘密原本証明サービス)**

◆ 電子公証サービス (営業秘密原本証明サービス) の秘密管理性

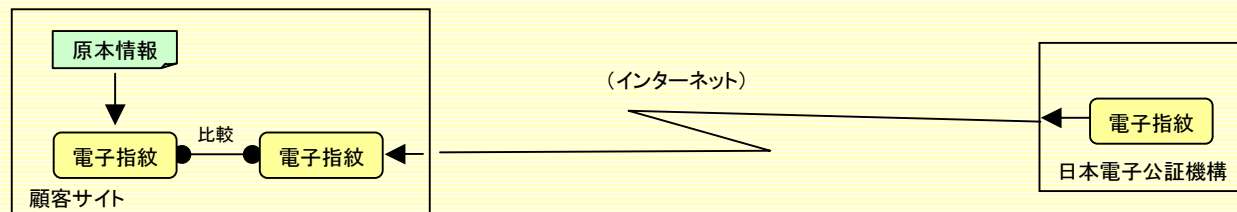
電子公証サービス(営業秘密原本証明サービス)は、原本情報の電子指紋(ハッシュ値)を使って原本性を証明します。

原本情報は、顧客サイトの外に出ないため営業秘密の秘密管理性が毀損されることはありません。

登録時



証明時



◆ 営業秘密管理システムの機能

□基本機能

- アクセス制限(ログインID/期限付きパスワード)
- 閲覧、操作記録(アクセスログ取得機能)
- 営業秘密の存在証明(電子公証サービス)
- 検索機能 その他

□オプション機能

- 持ち出し、複製の制限(持ち出し禁止機能)

□稼働環境

サーバーOS : Windows Server2008
 DB : SQL Server2008
 クライアント : IE6.0以上

電子署名法 認定認証事業

平成13年4月1日「電子署名及び認証業務に関する法律(電子署名法)」が施行され、電子署名に押印や自筆署名と同等の法的効果が認められ得るものとなりました。

同法は、主務所省令により一定の基準を定め、その条件を満たす認証業務を特定認証業務として認定する制度を定めました。iPROVEは、この一定の基準に適合した認定認証事業として、平成13年12月14日に主務大臣(総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣)より認定を受けております。

*「e-Japan戦略II加速化パッケージ」の重点施策の一つとして平成17年4月1日に施行された「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(e-文書法)」では、国税関係帳簿書類の電子計算機を使用した保存に際して、認定認証事業者の電子証明書をを用いた電子署名の適用を定めています。iPROVEは、e-文書法に定められた電子署名の要件を組み入れ、且つ、電子署名法で許される最長5年間有効の証明書の発行も可能としています。



本件に関する詳しい内容につきましては下記にお問合せ下さい。

株式会社日本電子公証機構

〒130-0013 墨田区錦糸2丁目-14番-6号
 TEL 03-5819-3871 FAX 03-5819-3873
 URL <http://www.jnotary.com>
 E-mail info@jnotary.com



株式会社
日本電子公証機構

Japan Digital Notarization Authority Co.,Ltd.